

「特定個人情報保護評価書 全項目評価書 個人住民税に関する事務（案）」及び「特定個人情報保護評価書 全項目評価書 固定資産税・都市計画税に関する事務（案）」の再評価について

1. 概要

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

また、特定個人情報ファイルについて保管場所の変更などの重要な変更が生じた場合は、再評価を行うことが求められています。

個人住民税及び固定資産税・都市計画税に関する事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有していることから、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という）第7条第1項に基づき、特定個人情報保護評価書を作成し、公表しています。

今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、当該事務のシステムは国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行し、これに併せて国の用意するガバメントクラウド上にデータを保管することとしました。

このことに伴い、データの保管場所の変更など、保有している特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることから、規則第7条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書を公示し、パブリックコメントを行いました。

このことから、この特定個人情報保護評価書について、規則第7条第4項の規定により意見を求めるものです。

2. パブリックコメントの実施について

個人住民税及び固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報保護評価書 全項目評価書について、規則第7条第1項の規定に基づき、次のとおりパブリックコメントを実施しました。

- 実施期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月2日（月）まで
- 閲覧方法 市民税課、資産税課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、各図書館、各公民館に配架するとともに市ホームページへ掲載
- 意見の提出方法
市民税課又は資産税課まで意見書の持参または、郵送、ファックス、電子メールによる提出

3. パブリックコメントの結果について

個人住民税に関する事務及び固定資産税・都市計画税に関する事務について、提出された意見はありませんでした。

4. 今後の予定

令和7年 1月 個人情報保護審査会による第三者点検
個人情報保護委員会へ評価書提出

令和7年 2月 ガバメントクラウド上での新システムのテスト運用

令和7年11月 新システム本稼働

個人住民税について

市民税課個人市民税第一係

(担当：及川・佐藤)

電話：436-2214

固定資産税・都市計画税について

資産税課賦課管理係

(担当：伊藤・宮内)

電話：436-2222